

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法第292条第1項第14号に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。<u>ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</u></p> <p>3～6 (省略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第30条の3 (省略)</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第13条 (省略)</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもつて、その事務所又は事業所とする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。_____</p> <p>3～6 (省略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第30条の3 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>2・3 (省略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (省略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若</p>	<p>2・3 (省略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (省略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若</p>

改正案	現 行
<p>しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>第65条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の10</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の10</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第67条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の10</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第142条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は</p>	<p>しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>第65条 法第348条第2項第10号から<u>第10号の9</u>までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から<u>第10号の9</u>までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第67条 法第348条第2項第3号、第9号から<u>第10号の9</u>まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第142条 都市計画税は、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は</p>

改正案	現 行
<p>家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項、<u>第28項又は第30項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 （省略）</p> <p>附 則</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第49条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法<u>第144条の8</u>において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定めら</p>	<p>家屋の所有者に課する。</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項<u>又は第28項</u>）の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 （省略）</p> <p>附 則</p> <p>（納期限の延長に係る延滞金の特例）</p> <p>第11条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第49条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法<u>第145条第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第49条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定めら</p>

改正案	現 行
<p>れる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>れる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第49条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第14条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第16条の2 (省略)</p> <p>2～4 (省略)</p>

改正案	現 行
<p>7 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)</p> <p>第17条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であつて、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税_____の納税義務の免除等)</p> <p>第23条 法附則第29条の5第1項に規定する宅地化農地に対して同項に規定する宅地化農地所有者に課する固定資産税_____については、同条の定めるところにより、納税義務を免除し、又はその税額から減額するものとする。</p>	<p>5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>(平成25年度又は平成26年度における土地の価格の特例)</p> <p>第17条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地であつて、平成26年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第69条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第23条 法附則第29条の5第1項に規定する宅地化農地に対して同項に規定する宅地化農地所有者に課する固定資産税及び都市計画税については、同条の定めるところにより、納税義務を免除し、又はその税額から減額するものとする。</p>

改正案	現 行															
<p>2～4 (省略)</p> <p><u>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</u></p> <p>第28条の2 <u>附則第23条の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、同条中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の税率の特例)</u></p> <p>第30条 <u>法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="250 863 1061 1106"> <tbody> <tr> <td data-bbox="250 863 524 909">第93条第2号ア</td> <td data-bbox="524 863 815 909">3,900円</td> <td data-bbox="815 863 1061 909">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 909 815 957">6,900円</td> <td data-bbox="815 909 1061 957">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 957 815 1005">10,800円</td> <td data-bbox="815 957 1061 1005">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 1005 815 1053">3,800円</td> <td data-bbox="815 1005 1061 1053">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 1053 815 1101">5,000円</td> <td data-bbox="815 1053 1061 1101">1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車</u> <u>が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指</u> <u>定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の</u> <u>表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表</u> <u>の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	第93条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>2～4 (省略)</p> <p>第28条の2 <u>削除</u></p> <p>第30条 <u>削除</u></p>
第93条第2号ア	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														

改正案			現 行		
第93条第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>2,000円</u>			
	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>			
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>			
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>			
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>			
<p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>					
第93条第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>			
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>			
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>			
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>			
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>			
第32条の2 <u>削除</u>			<p><u>(たばこ税の税率の特例)</u></p> <p>第32条の2 <u>たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第103条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,495円とする。</u></p>		

改正案	現 行
	<p>2 <u>前項の規定の適用がある場合における第106条第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。</u></p>

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号）新旧対照表

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																						
<p>第1条 芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（省略）</p> <p><u>附則第30条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。</u></p> <p><u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第1条 芦屋市市税条例（昭和59年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（省略）</p> <p><u>附則第30条を次のように改める。</u></p> <p><u>（軽自動車税の税率の特例）</u></p> <p>第30条 <u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																						
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第93条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第93条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">第93条第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </table>	第93条第2号ア	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
第93条第2号ア		3,900円	4,600円																				
		6,900円	8,200円																				
		10,800円	12,900円																				
		3,800円	4,500円																				
	5,000円	6,000円																					
第93条第2号ア	3,900円	4,600円																					
	6,900円	8,200円																					
	10,800円	12,900円																					
	3,800円	4,500円																					
	5,000円	6,000円																					

改正案			現 行		
(省略) 附 則			(省略) 附 則		
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第93条及び新条例附則第30条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第93条及び新条例附則第30条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
新条例第93条第2号ア	3,900円	3,100円	新条例第93条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第30条第1項の表以外の部分	第93条	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条	新条例附則第30条____の表以外の部分	第93条	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条
新条例附則第30条第1項の表第93条第2号アの項	第93条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条第2号ア	新条例附則第30条____の表第93条第2号アの項	第93条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条第2号ア

改正案			現 行		
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円

地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）

地方税の特例措置について、従来、国が一律に定めていた課税標準の特例措置等に係る割合を各自治体が自主的に判断し、条例でその割合を決定できるようにするもの。

1 津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定の対象となった協定避難施設に係る固定資産税（家屋及び償却資産）の課税標準の特例措置に係る割合の設定（附則第16条の2関係）

(1) 対象

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び当該施設に附属する避難用の償却資産

(2) 地方税法に規定されている課税標準の特例措置に係る割合

1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において条例で定める割合

(3) 本市の課税標準の特例措置に係る割合

1/2

(4) 本市の課税標準の特例措置に係る割合の設定の考え方

わがまち特例導入前における地方税法で定められていた全国一律の割合は1/2であり、本市においては特に配慮すべき特殊な事情や必要性がなく、参酌基準を本市の課税標準の特例措置に係る割合とすることが妥当であると判断した。

2 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税（家屋）の減額措置に係る割合の設定

（附則第16条の2関係）

(1) 対象

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅

(2) 地方税法に規定されている固定資産税の減額措置に係る割合

2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合

(3) 本市の固定資産税の減額措置に係る割合

2/3

(4) 本市の固定資産税の減額措置に係る割合の設定の考え方

わがまち特例導入前における地方税法で定められていた全国一律の割合は2／3であり，本市においては特に配慮すべき特殊な事情や必要性がなく，参酌基準を本市の固定資産税の減額措置に係る割合とすることが妥当であると判断した。